

令和6年第1回豊頃町議会臨時会会議録

令和6年2月6日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第1号 豊頃町手数料条例の一部改正

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	小 野 直 人 君
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
会 計 管 理 者	
福 祉 課 長	鎗 木 政 洋 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
農業委員会事務局長	林 谷 一 徳 君
教育委員会教育課長	森 直 史 君
総 務 課 参 事	江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 田 良 則 君
庶 務 係 主 査	手 塚 健 人 君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和6年第1回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 行政報告

- 中村議長 議事に入る前に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

- 按田町長 議長からお許しをいただきましたので、令和6年第1回豊頃町議会臨時会行政報告をいたします。

1、「能登半島地震」の発生に伴う富山県滑川市への支援についてであります。

1月1日夕方に発生した石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の「能登半島地震」は、北陸地方に甚大な被害をもたらしました。

翌日、本町の姉妹都市である富山県滑川市に状況を確認したところ、震度5弱を観測し、人的被害、家屋倒壊、津波被害はなかったものの、公共施設等の損壊などの被害がありました。

このことから、本町では1月4日、予備費を充用し、義援金100万円を滑川市に送ったところであります。

この能登半島地震に関しましては、今後においても、人的支援要請があった場合は直ちに応じるなど、復旧に協力してまいりたいと考えております。

被災されました方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以上、行政報告といたします。

- 中村議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番岩井明議員及び4番杉野好行議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 議案第1号

- 中村議長 日程第3 議案第1号豊頃町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

- 加藤住民課長 議案第1号豊頃町手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

初めに、改正の趣旨であります。令和元年5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料が新たに規定されました。当該政令の一部改正に伴い、本町における戸籍法関係手数料を規定しております豊頃町手数料条例の別表(第2条関係)を改正するものです。

改正の内容につきまして御説明します。

別表1の部及び3の部についてであります。本籍地の市区町村以外の窓口でも戸籍謄本等の交付請求が可能となる、いわゆる広域交付の運用が本年3月1日に開始されることに伴い、現在の手数料条例においては広域交付の規定がないため、新たに当該事務に係る手数料を規定するものです。手数料の金額は、本籍地で交付した場合と同額で、戸籍については1通450円、除籍については750円としています。

2の部及び4の部においては、戸籍記載事項証明書及び除籍記載事項証明書に係る手数料の規定についての引用法令の整理。

2の2の部及び4の2の部については、各種手続き等で行政機関に提出する戸籍謄本等の添付が不要となる戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の運用が新たに開始されることに伴い、当該戸籍の符号の発行手数料400円、除籍の符号の発行手数料700円の規定を新設。

5の部及び6の部については、戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は届書記載事項証明書の交付及び閲覧手数料と同額の1件350円とするものです。

なお施行期日は令和6年3月1日であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●中村議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●中村議長 これで、令和6年第1回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午前10時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員